

地方公共団体の調達手続のデジタル化  
論点ペーパー参考資料

参考資料 1	規制改革推進に関する答申（令和5年6月1日規制改革推進会議決定）	1
参考資料 2	ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和5年6月1日規制改革会議決定）	3
参考資料 3	規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）	10
参考資料 4	第3回共通課題対策WG（令和4年11月22日開催） 資料1-2「論点に対する回答」（総務省 御提出資料）	11
参考資料 5	地方自治法第1条及び第1条の2	14
参考資料 6	第14回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（令和5年11月1日開催） 資料1 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性について（試案）	15
参考資料 7	第15回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（令和5年11月30日開催） 資料 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性について（案）	32

## エ 地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化

【a：(前段) 令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる、  
(後段) 継続的に措置、  
b：速やかに措置】

### <基本的考え方>

地方公共団体の調達に係る一連の手続(入札参加資格審査申請、見積書の提出、契約の締結及び請求書の提出等)については、その多くが地方公共団体ごとにそれぞれ異なる取扱いとなっているのが現状である。かかる状況は、地域をまたいで活動する事業者等にとっては大きな負担となっており、経済界からも当該手続の標準化・デジタル化、ひいてはそのデジタル完結が求められている。

総務省においては、昨年6月に「競争入札参加資格申請に係る標準項目等の活用状況」に係るフォローアップ等調査を実施し、同年11月に、新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会において、当該調査結果を踏まえた、調達関連手続の標準化・デジタル化についての議論を実施しているところである。

上記フォローアップ調査では、「国が調達に関する一連の手続の標準化を進め、システムの標準仕様書を提供すること」や「国が統一的なシステムを整備し、地方公共団体に対して提供すること」に対して、地方公共団体からの好意的な意見や慎重な意見もあるところ、総務省は、社会全体のコスト削減を考慮した費用対効果や、国全体の調達のデジタル化等のデジタル手続の動向も踏まえつつ、調達関連手続の標準化等に関する必要な検討を進めていくべきである。

また、経済界からの要望でもあるデジタル完結の実現のためには、契約や請求の段階における書面、押印の見直しを徹底する必要がある。総務省は、地方公共団体に対して、書面、押印見直しの趣旨を周知する事務連絡等を発出するだけにとどまらず、現場の実態調査を行うなど、主体的に地方公共団体の書面、押印見直しを行い機械可読なデータでの調達関連手続が業務効率化にも資するデジタル化に繋げることに向けた取組を進めていくべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## <実施事項>

- a 総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手続について、形式的に書面、押印の電子化を図るのではなく、機械可読な形式で電子化を図ることやワンスオンリーを実現することにより、地方公共団体・事業者双方にとっての利便性を向上すべきとの意見があることを踏まえ、当該手続の標準化等について、地方公共団体における当該手続のデジタル化の状況や国における情報連携の基盤整備の進捗等の動向を考慮しつつ、地方公共団体や民間事業者等からの意見を聞きながら、今後の取組の方向性に係る検討を速やかに行い、一定の結論を得る。また、総務省は、地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる。
- b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連に係る書面、押印の取扱いについて、令和4年12月に取りまとめた「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」を踏まえ、書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求めることとする。

## ローカルルール見直しに係る基本的考え方

令和5年6月1日  
規制改革推進会議

### 1. ローカルルールの見直しの必要性

ローカルルールとは、法令によって定められた全国一律に適用されるナショナルルールとは異なる、特定の地域に固有のルールをいう。行政上のローカルルールは、地域の実情に応じた独自の政策実施を可能とする一方で、経済活動の広域化に伴い、地域ごとに異なるルールが国民や事業者にとって負担となっているという指摘が従来からなされている。

なかでも、地域独自の書式・様式等の行政手続上のローカルルールについては、民間事業者によるデジタル技術を用いた業務効率化や行政自身のデジタル化の阻害要因になることが指摘されており、こうした書式・様式ごとの差異は、我が国におけるデジタル・トランスフォーメーションの実現に向けて、見直すべき喫緊の課題である。また、その他のローカルルールについても、一部には、法令に違反するものや地域的差異を設けることが合理性に乏しいものの存在が指摘されており、このようなルールは、国民や事業者にとって大きな負担になるだけでなく、各種制度や行政に対する不公平感や不信感を助長することにもつながりかねない。

もとより、地方自治・地方分権の精神は尊重されるべきであるが、分権化すべきは政策であって、行政手続のすべての分権化が一律に認められるべきではない。法令に違反するローカルルールや、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールによって、国民や事業者の負担が増大したり、利便性が損なわれたりすることがあっては本末転倒である。このようなルールについては、速やかにその見直しを図っていかなければならない。これらの取組は、地方公共団体におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進や少子高齢化の進行に対する行政事務の効率化・広域化にも資するものである。

規制改革推進会議では、これまで、行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト)、同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー)、書式・様式の統一の3つの原則に則り、国・地方における行政手続の簡素化に取り組むとともに、国民や事業者にとって過大な負担となっていた個別分野におけるローカルルールの見直しに取り組んできた。今後も政策においては地方自治の精神を尊重しつつ、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があるローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、必要に応じて、助言や法令改正を行うことなどにより、一層の見直しを図り、デジタル技術の発展に伴う新たな産業構造の基盤を構築するべきであると考え、ローカルルールの見直しに係る基本的考え方を示す。

### 2. 重点的に見直しを図るべきローカルルール

#### (1). 行政手続上のローカルルール

行政手続を行う者が近隣の住民や事業者に限られ、かつ、多くの者が役所に赴いて手続を

行っていた時代と異なり、現在では、社会・経済活動の広域化に伴い、行政手続の対象者が多様化するとともに、情報通信網やデジタル技術の急速な発展に伴い、従来は対面で行われてきた多くの民間手続が非対面で実施されるようになってきている。このような時代の変化の中で、地域独自の書式・様式の使用や対面での手続を合理的な理由なく求めることは、国民や事業者にとって過大な負担を強いるものである。例えば、保育所入所時の就労証明書については、地方公共団体ごとに様式や記載事項が異なるため、広域的な経済活動を行う事業者にとって、情報通信技術やデジタル技術を用いた書類作成業務の自動化が困難であり、民間事業者の業務効率化の妨げとなっている。

このような、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘がある行政手続上のローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、必要に応じて、助言を行うことや、法令改正をすることなどにより、可及的速やかに見直しを図るべきであり、仮に、地域の実情に応じて独自性を存続させる必要がある場合であっても、地方の判断で加除可能な全国統一の書式・様式等を国民や民間事業者が使用することを認めるなどの方法によって、国民や事業者の負担軽減を図るべきである。

## (2) 法令に違反するローカルルール

ローカルルールについては、法令に違反している疑いのある運用が存在することが指摘されている。

例えば、住宅宿泊事業法に基づく届出について、法令で上乗せを許容していないにもかかわらず、事前の相談や立入検査を求めている運用が指摘され、これらの手続を経ないことを理由に届出を受理しないことや、各地方公共団体の手引やウェブサイトにおいて、法律により義務付けられているかのような記載をすることは、行政手続法に違反するおそれがある旨の通知が発出されている。

このような法令に違反するおそれのあるローカルルールは、その是正についての判断を各地方公共団体の自主性のみ委ねることなく、法令所管省庁においては、国民や事業者の指摘を踏まえて、定期的の実態調査を実施し、法令に違反すると認められる運用については積極的にその是正を求めるとともに、その実態を国民に公表すべきである。

## (3) 地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール

法令に違反しないローカルルールであっても、各地域におけるルールのばらつきそれ自体が国民や事業者にとって過大な負担となり、場合によっては、事実上の参入障壁として機能することがある。

例えば、食品衛生法上の営業許可の対象となる業種に係る施設基準は、かつては国が通知で示す基準を踏まえて業種別に各都道府県等が定めていたが、同じ業種であっても、地方公共団体間で一部の基準が異なるといった事例が生じており、広域で多店舗展開する事業者

等にとって負担であるとの指摘がなされていた。そこで、平成 30 年の食品衛生法改正においては、厚生労働省が営業施設の基準を省令で「参酌基準」として定め、都道府県等は条例を定めるにあたり、この基準を十分に参考にしなければならないとした(平成 30 年改正後の食品衛生法第 54 条)。

このように、法令がローカルルールを許容している場合であっても、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があるローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、性質上、全国的に共通の取扱いとすべきものについて、必要に応じて、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することや、法令改正をすることなどにより、その見直しを図る必要がある。また、法令所管省庁においては、このように、国民や事業者から指摘があるローカルルールについては、ウェブサイト等で公開するなどして、情報の収集・提供に努めるべきである。なお、地方公共団体においては、全国共通の取扱いが定められているにもかかわらず全国共通の取扱いと異なるローカルルールを設ける場合には、その内容についてウェブサイト等で公開するとともに、国民に対する説明責任の観点から、国民や事業者から指摘があった場合には、ローカルルールを設ける理由を明示することが期待される。

### **3. 見直しの視点**

#### **(1). ローカルルールの問題点に留意した対応**

ローカルルールは、その内容もさることながら、地域によるルールのばらつきそれ自体が国民や事業者にとって負担となっていることに留意する必要がある。そのような観点から、ローカルルールの見直しにあたっては、その発生要因ごとに異なる対応が必要である。

第一に、法令に違反するローカルルールについては、国において法令解釈の周知徹底を図るとともに、必要に応じて法令の改正を行い、ローカルルールの原因となる曖昧な文言を見直すべきである。

第二に、法令がローカルルールを許容している場合であっても、国民や事業者から、地域によって異なるルールを採用する合理的な理由がないとの指摘があるものについては、国民や事業者の負担軽減の観点から、法令所管省庁において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより各地域における実態を把握した上で、性質上、全国共通の取扱いとする必要があるものについて、必要に応じて、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することなどにより、その見直しを図る必要がある。また、時代の変化等に伴い、全国共通の取扱いとする必要が生じた場合には、法令の改正を行うべきである。

第三に、地方公共団体が実施する行政指導が、事実上、ローカルルールとして機能することがある。行政指導をするにあたっては、それが相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり、従わなかったからといって不利益な取扱いしてはならないという原則を徹底するとともに、相手方に法令や条例に基づくローカルルールであるとの誤解を招かないよう十分に配慮すべきである。

## (2). デジタル化が進展する中で必要となる対応

前述のように、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続上のローカルルールや、法令に違反するローカルルール、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール(以下、合わせて「不適切なローカルルール」という。)の見直しは、社会のデジタル化が進展する中で、従来以上に重要な課題となっている。また、地方公共団体にとっても、デジタル技術を活用して定型的な業務を効率化していくことは喫緊の課題となっている。こうした中、国民や事業者の負担軽減を推進するため、先行事例を横展開し、国として分野横断的な視点で不適切なローカルルールの見直しに取り組む必要がある。

なお、地方公共団体がシステムやデータベース等の整備を行う際には、利用者及び地方公共団体の双方にとって合理的な行政手続につながるような整備を行うことが求められる。この点、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)においては、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務がシステムの標準化の対象とされている。法令所管省庁においては、標準化対象事務に係る考え方も参考として、必要に応じてデジタル庁と相談し、個々の事務の性質を踏まえて、地方公共団体の意見を聞きながら、地方におけるシステム設計・データ設計の標準案や運用のガイドライン等を必要に応じて、技術的助言として示すことに努めるべきである。また、各地方公共団体においても、できる限り他の地方公共団体との標準化に努めることが期待される。

## (3). 事業者目線でのローカルルールへの対応

これまでの規制改革の取組と同様、不適切なローカルルールの見直しにおいても、事業者目線での取組が重要である。例えば、標準様式の導入や行政手続のオンライン化を検討するにあたり、システム改修や運用変更による一時的な行政の負担増を理由に従前の運用を継続することは、行政の負担を国民や事業者に転嫁するだけでなく、社会全体のコスト削減に反するものである。また、国においては、法令の解釈や運用等を検討するにあたっては、事業者目線で文言の多義性や運用のばらつきが事業者にとって負担となっている場合には、その見直しに取り組むべきである。

上記の観点から、各省庁においては、不適切なローカルルールの見直しを検討するにあたり、事業者にヒアリングを実施するなどして、事業者目線の実態の把握に努めるべきである。また、地方公共団体においても、事業者の意見を聴くことが期待される。なお、国民や事業者目線でのローカルルールへの対応を確実に実現するためには、規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)を通じた、個別具体的なローカルルールに係る要望の聴取が重要である。そのため、内閣府規制改革推進室では規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)の周知を引き続き図ることとする。

## 4. 今後の取組方針

### (1). 既存の制度におけるローカルルール見直し

規制改革推進会議は、各府省に対し、上記の基本的考え方に従い、不適切なローカルルールの見直しに取り組むことを要請する。また、規制改革推進会議においては、当面の取組みとして、事業者団体等に対し調査等を行い、事業者から合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があったローカルルールのうち以下の基準に該当するものについて、必要に応じ地方公共団体の協力も得て優先的に法令所管省庁と調査審議し、法令所管省庁において地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、性質上、全国的に共通の取扱いとすべき場合には、前記2. 及び3. の考え方に則り、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することや、法令改正をすること等の必要な措置を講ずる。

#### ・基準1: 書式・様式の統一

民間事業者によるデジタル技術を用いた業務効率化や行政自身のデジタル化を推進するため、書式・様式について、できる限り全国的な統一化を図る必要があると指摘されたもの。

#### ・基準2: システム・データベースの標準化

システムやデータベースの整備が利用者及び地方公共団体の双方にとって合理的なものとなるよう、地方におけるシステム設計・データ設計の標準案や運用のガイドライン等を技術的助言として示す必要があると指摘されたもの。

#### ・基準3: 全国共通の取扱い及びそれに関する情報提供

不適切なローカルルールに該当する可能性があることから、法令所管省庁において、全国共通の取扱いとすべきかどうかについて検討する必要があると考えられるもの。また、法令所管省庁から地方公共団体に対し、全国共通の取扱いと異なるローカルルールの内容を公開することや、理由の明示を行うよう助言することが必要であると指摘されたもの。

### (2). 新施策等における標準化原則

不適切なローカルルールを解消するには、既存の制度を見直すだけでなく、不適切なローカルルールが新たに発生しないよう取り組むことも重要である。特に、①国による全国一律の事業の導入に関する新施策の導入や、②既存の施策の拡充に伴い新たなシステム構築を伴う事業、③複数の主体で情報連携を推進する事業の導入に当たって、地域によって異なるルールを採用する合理性が乏しい場合には、法令所管省庁において、統一的な運用・手続等により事業者の負担を最低限のものとし、地方側でシステム対応が必要となる場合においても、標準化対象事務に係る考え方も参考として、個々の事務の性質を踏まえて、標準仕様案や運



用のガイドライン等を、必要に応じて技術的助言として示すなど、リーダーシップをもって取り組むことが必要である。

これらの取組については、必要に応じ、新施策等の導入後一定期間経過したのち、規制改革推進会議としても検証を行っていく。

### (3) 従来の取組のフォローアップ

不適切なローカルルールの見直しについては、一度の措置だけに限らず、問題の解消に至るまで、必要な措置を行うプロセスを継続的に実施することが重要となる。

そのため、規制改革推進会議は、各府省に対し、これから実施されるものを含め、不適切なローカルルールの見直しに向けた従来の取組について、フォローアップを実施することを要請する。また、規制改革推進会議は、必要に応じ、各府省とフォローアップの調査審議をしていく。

#### (参考) ローカルルール見直しに向けた近時の主な取組みの事例

##### (1) 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

介護事業者による地方公共団体に対する各種申請・届出等における書類の様式や提出方法等に係るローカルルールを見直すため、令和4年6月の規制改革実施計画では、厚生労働省に対し、以下を求めた。

- 地方公共団体に提出する指定申請関連文書等の様式・添付書類を定める所要の法令上の措置
- 介護事業者の選択により、システムを利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置
- 地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、公表する

##### (2) 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減

保育所入所を希望する保護者の雇用主によって作成される就労証明書は、国が定める標準的な様式が導入されているものの、その利用の徹底が図られておらず、雇用主に大きな負担が生じているほか、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できない。これらの状況を受け、以下の措置を求めた。

- こども家庭庁(当時の内閣府)に対し、標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とする法令上の措置
- こども家庭庁(当時の内閣府)及びデジタル庁に対し、雇用主がオンラインで提出することも選択できるよう、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向けた法令上の措置
- こども家庭庁(当時の内閣府)及びデジタル庁に対し、API等によるデータ連携を可能とすること、及び就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の

措置

### (3) 農地転用許可制度における運用のばらつきの見直し

農地転用許可の手続全般については、一部の都道府県・指定市町村において、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルールが確認されているほか、法令上許容される範囲で独自基準を定めている都道府県・指定市町村においても、行政手続法第5条第3項の規定上、審査基準を公にしなければならないとされているところ、当該審査基準が公表されていないといった不適正な運用が確認されている。

こういった状況を受け、令和4年6月の規制改革実施計画では、農林水産省に対し、独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行うことを求めた。

### (4) 消防の設備等に関する基準の公開・統一について

消防用設備等や危険物施設の設置等に関する行政指導指針に相当するもの（以下、「指針等」）を公開していない地方公共団体が存在しており、これらに関する事業を行う者の負担となっている。そのため、消防庁に対し、地方公共団体における指針等の策定・公表状況の把握、その結果も踏まえた公表の助言、及び助言後のフォローアップを求めた。また、地方公共団体ごとの危険物に関する基準に係る運用の差異の見直しに向けた必要な措置（危険物の規制に関する政令第9条第1項第12号の規定に関する省令改正等）を講じることを求めた。

以上

<共通課題対策分野>

(1) 行政手続に関する見直し

i ローカルルールに関する手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ローカルルール の見直し	各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」に即して見直しに取り組む。	—	全府省

## 論点に対する回答

分野	保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減に係る所要の法令上の措置について
省庁名	総務省
<p>一部の行政手続に関しては、各種様式等に地域ごとのばらつきが存在し、これが国民や事業者の負担になっている、いわゆる「ローカルルール」の問題が指摘されているところである。</p> <p>保育所入所時に提出が必要な「就労証明書」においても、その「様式」及び「デジタル化の状況」が地方公共団体ごとに異なっていることから、作成者である事業者にとっては大きな負担となっている。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい。</p>	
<p><b>【論点】</b> 所要の法令上の措置について</p> <p>(1) 内閣府においては、就労証明書の標準的な様式を作成し、地方公共団体へ普及させることで、事業者の負担軽減を図っているところ。行政手続のデジタル化の進展を踏まえ、当該標準的な様式の使用を原則とするといった所要の法令上の措置等を講じることも考えられると思われるが、その可否について、自治事務の観点から総務省のお考えをご教示いただきたい。</p> <p><b>【参考事例 1】</b> 令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、・・・略・・・、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための<u>所要の法令上の措置</u>を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」p. 24)</p> <p><b>【参考事例 2】</b> 令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、<u>地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する</u>」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」p. 25)</p>	

## ※【回答】(1)の下線は規制室において付記

(2) 保育施設利用の申請及び就労証明書の作成・提出についてデジタルで完結する仕組みにつき、地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、所要の法令上の措置を講ずることも考えられると思われるが、その可否について、自治事務の観点から総務省のお考えをご教示いただきたい。

【参考事例3】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和4年6月7日「規制改革実施計画」p.25)

### 【回答】

(1) 就労証明書に限らず、一般論として、地方自治法上、国は地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない(地方自治法第1条の2第2項)等とされているが、他方で、事業者が地方公共団体に提出する書類の様式等については、事業者の事業活動の円滑化や利便性の向上、事務処理の効率性の確保等の観点から必要がある場合には、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する基本的な準則の一部として、国が法令で定めることはできるものと考えられる。

なお、地方自治法上の自治事務については、地方公共団体が地域の特性に応じて事務を処理することができるよう特に配慮する必要がある(同法第2条第13項)ことから、お尋ねのような措置を講ずることについては、当該事務を所管する府省庁において、標準的な様式の活用状況や、当該措置を講ずることにより地方公共団体の事務に支障が生じないか等、現行の地方公共団体の事務処理の実態を含め、地方公共団体の意見を聴いて検討することが重要であると考えます。

(2) 就労証明書に限らず、一般論として、地方自治法上、国は地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及

び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない（地方自治法第1条の2第2項）等とされている。その上で、地方公共団体に「デジタルで完結する仕組み」により事務処理を完結するよう求める場合、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言を超えて、一律に義務付けるのであれば、法律又はこれに基づく政令の根拠が必要であり、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化の取組との関係性も含め、デジタル庁とも協議の上で、当該事務を所管する府省庁において、具体的な義務付けの根拠を検討することが必要と考える。

なお、いずれにしても、（1）の回答のとおり、地方自治法上の自治事務については、地方公共団体が地域の特性に応じて事務を処理することができるよう特に配慮する必要がある（同法第2条第13項）ことから、お尋ねのような措置を講ずることについては、当該事務を所管する府省庁において、地方公共団体の事務フローの整理、システム改修等の運用準備等に関する地方公共団体の課題や意見を十分に把握することが重要であると考えます。

## ●地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

**第一条** この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

**第一条の二** 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

# 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた 取組の方向性について（試案）

---



## 構成

### 第 1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

### 第 2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

#### 1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

#### 2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

#### 3 地方公共団体共通のシステムの整備等

### 第 3 今後の取組の進め方

#### 1 具体化に向けた取組の進め方

#### 2 経済団体等との連携の必要性等

本日資料

## 第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

### 1 入札参加資格審査手続

#### (1) 申請様式・項目及び必要書類

#### (2) 申請方法

### 2 入札参加資格審査以降の手続

#### (1) 案件情報の公表方法等

#### (2) 入札、契約、完了届、請求等

### 3 地方公共団体共通のシステムの整備等

## 第3 今後の取組の進め方

### 1 具体化に向けた取組の進め方

### 2 経済団体等との連携の必要性等

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性①

### 1 入札参加資格審査

#### (1) 申請様式・項目及び必要書類

- 地方公共団体においては、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第6項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4から第167条の5の2までの規定に基づき、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて、必要な入札参加資格を設定している。
- そして、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者が入札参加資格を有するかどうかを確認するため、一般に、各地方公共団体においては、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け、各団体が定める審査基準に基づき当該事業者の審査を行い、格付けや順位付けをして入札参加資格者名簿への登録を行っている。
- この審査基準については、一般に、当該団体における契約の規模や内容の実態、地域の実情に応じて契約の適切な履行を確保するために必要な要件などの観点から、経営事項審査や自己資本額等の客観的審査事項や、施工実績、賃上げの実施状況、環境への配慮、障がい者の就労、地域貢献活動の状況、地元企業であること等の技術性・社会性・地域性等に係る主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けをするものとなっており、地方公共団体ごとに多様となっている。
- また、入札参加資格審査申請に係る申請項目や必要書類についても、審査基準を踏まえて設定されているものであることから、地方公共団体ごとに多様なものとなっている\*。
- 他方、本研究会において、共通化の取組（都道府県単位で申請を共同受付）を行っている地方公共団体における申請項目等を比較・確認したところ、例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、**国の申請項目等や総務省が令和3年に作成した入札参加資格審査申請に係る標準項目等（以下「国の申請項目等」という。）については、一部の項目（事業者の外資状況等）を除けば、地方公共団体において概ね共通しているものと推測される。**
- また、**国の申請項目等のほかでも、地方公共団体において設定されている申請項目等の中には、「工事の経歴」、「ISO認証取得の有無」等、共通しているとまではいえないが、多数の地方公共団体において設けられている申請項目等があるもの**と推測される。

\* これを踏まえ、総務省においては、令和3年に地方公共団体の入札参加資格審査申請に係る標準項目等を取りまとめ、当該項目等を積極的に活用するよう地方公共団体に要請している。この標準項目等を活用する場合においても、地方公共団体は、地域の実情に応じた審査を行うために必要最低限の範囲で、独自の項目等を追加することができるが、項目等を追加する場合には、その理由等をホームページに公表することとしている。

### (1) 申請様式・項目及び必要書類（続き）

- 一方で、地方公共団体においては、上記のような申請項目等のほかに、当該地方公共団体の地域貢献活動の実施状況等の各地方公共団体独自のものが設けられている場合がある。このような申請項目等は、地域の状況を踏まえた迅速な対応の可否等の観点から、地域への精通度を確保するなど、各地域の実情等を踏まえて定められているものであり、地方公共団体が、地域の実情に応じて、契約の適正な履行を確保することの重要性に鑑みれば、このような独自の申請項目等についても、引き続き地方公共団体の判断により設けることができるようにする必要があるものと考えられる。
- これらを踏まえ、**申請項目等の共通化の方法として、以下の①及び②の申請項目等のセットを作成し、地方公共団体が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて③の申請項目等を設けることができることとすることが考えられる。**
  - ① **全地方公共団体共通の申請項目等**  
(例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号、営業年数、資格希望工種、総合評定値通知書等。)
  - ② **申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等**  
(例えば、工事の経歴、建設業労働災害防止協会加入、ISO認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等。)
  - ③ **地方公共団体独自の申請項目等**  
(例えば、地方公共団体独自の地域貢献活動の実施状況、地方公共団体独自の表彰実績、当該団体との防災協定の締結等。)
- ただし、③の申請項目等を設けるに当たっては、入札参加資格審査が、本来、契約の履行を確保するために行うものであり、その審査を行うために十分な申請項目等を設ける必要である一方で、地方公共団体の契約の公正性・経済性の原則を踏まえつつ、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点からも、合理的な範囲で必要最小限の項目とするようにすべきである。

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性③

### (2) 申請方法

- 入札参加資格の有効期間、申請時期・受付期間、受付方法、審査結果の通知方法、資格者名簿の公開方法、申請内容の変更方法等の申請方法については、法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められているが、これらの差異は入札参加資格の審査結果に影響を与えるものではないと考えられ、また、複数の地方公共団体が申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている例もある。
- 他方で、例えば、有効期間や申請時期・受付期間については、各地方公共団体において、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化や、申請件数や審査担当職員数を勘案した必要な審査期間の設定等の各地方公共団体における事務の実情のほか、事業者における十分な申請期間や有効期間の確保等、事業者の事務負担を考慮して定められている場合もある。
- これを踏まえると、**入札参加資格審査の申請方法については、共通化を進めることが考えられるが、共通化を進めるに当たっては、その方法が、いずれの地方公共団体においても適用することができるようなものとなるよう、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的方法を検討することが重要である。**
- また、**受付方法については、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法で受け付けることが可能となるよう、地方公共団体に対して、当該申請を電子申請システムや電子メール等で受け付けられるようにする等の取組を促すこととすることが考えられる。**このためには、署名及び押印を不要とする取組が前提になる。
- さらに、入札参加資格審査申請をデジタル完結させ、ワンストップとする観点からは、複数の発注者に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当である。この点、国の物品・役務についての入札参加資格審査申請については、全省庁に対して政府調達関連システムで一括して申請することができるようになっている。
- これを踏まえ、地方公共団体においても、**広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が入札参加資格審査を受け付けられるようにすることについて、検討することが考えられる。**
- この場合、例えば、(1)の①全地方公共団体共通の申請項目等及び②申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することができる**共通の申請項目等については、当該システムに一度アップロードすることにより、複数の地方公共団体に一括して申請**できるとし、③**地方公共団体独自の申請項目等については、これらのシステムにおいて地方公共団体ごとにアップロードして申請**できるとすることも考えられる。このことによって、**入札参加資格審査申請のワンズオンリー化が図られる。**

## 第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

### 1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

### 2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

### 3 地方公共団体共通のシステムの整備等

## 第3 今後の取組の進め方

### 1 具体化に向けた取組の進め方

### 2 経済団体等との連携の必要性等

### 2 入札参加資格審査以降の手続

#### (1) 案件情報の公表方法等

##### ① 一般競争入札の公告の方法

- 地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされている。
- この公告の方法は、法令上規定されていないことから、各地方公共団体の判断において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われているが、この方法をオンライン化することは、事業者の利便性の向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することとなるものと考えられる。
- **これを踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すことが考えられる。**
- この際、入札の公告を地方自治法第16条第4項の規定による条例（公告式条例）に基づき、紙媒体の公報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている地方公共団体においては、当該方法に加えて、運用上、オンラインでも入札の公告の内容を公表することとすることが考えられる。
- また、入札の公告の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点から、**地方公共団体の入札の公告に係る情報についても、公表する内容を共通化した上で、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して、当該システムにおいて公表することとすることを検討することが考えられる。**
- なお、国の物品・役務についての入札の公告に係る情報については、現在、政府調達関連システムにおいて公表されているが、このシステムには、地方公共団体の入札の公告に係る情報を収集し掲載する機能（地方公共団体のホームページ等に入札の公告に係る情報を掲載するとともに、当該掲載箇所を当該システムに登録しておくこと、当該システムがこの情報を収集してシステム上に掲載する）が既に実装されているところである。

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑤

### ② 指名競争入札・随意契約の案件情報の公表の方法

- 指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定し契約を締結する方法であって、また、随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように不特定多数人の参加を求めて競争させるものではないことから、法令上、その公告が義務付けられていない。
- このため、**指名競争入札及び随意契約については、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約の方法により契約を締結しようとする場合には、政府調達関連システムの機能を活用して案件情報を公表可能とすることも考えられる。**

### ③ 入札・落札情報等の公表の方法

- 物品・役務等の入札・落札情報等（入札者・落札者の名称、入札・落札金額等）については、法令上、公表することが義務付けられておらず、地方公共団体が当該情報を公表するかどうかについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。（一定額以上の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）の規定により、入札・落札情報等を公表することとされている。）
- 他方で、入札・落札情報等を公表することは、入札・契約に係る不正行為の防止に資するほか、オンラインの方法により公表することは、事業者の利便性の向上に資するものと考えられるところであり、現に、国の物品・役務の入札・落札情報等については、政府調達関連システムにおいて公表されている。
- これを踏まえ、**地方公共団体の物品・役務等の入札・落札情報等についても、国と同様に、オンラインの方法により公表することが共通となるよう、地方公共団体に対して、当該情報等をホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すことが考えられる。**
- また、**全ての地方公共団体において、入札・落札情報等の公表がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体の調達案件を公表できるようにすることを検討することも考えられる。**
- なお、これらの情報については、地方公共団体において、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある不開示情報に該当するものとして非公表としている場合がある。これを踏まえ、公表のオンライン化を進めるに当たっては、非公表とすることについての適否を十分に精査する必要があることを前提とした上で、個々の契約案件について公表するかどうかを地方公共団体において判断できるとすべきことに留意する必要がある。



### (2) 入札、契約、完了届、請求等

#### ① 入札書等・完了届等の様式・項目等

- 事業者が入札に参加しようとするときに提出する入札参加申込書や入札書、事業者が契約の履行後に提出する完了届等の様式・項目等についても、法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められている。
- これらの様式・項目等の提出は、地方公共団体の個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するような性格のものではない。また、経済団体からも、入札書等や完了届の様式・項目等が異なることによる具体の支障事例が指摘されているものではないところである。
- 他方で、これらの差異は入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではないことを踏まえれば、必ずしも、地方公共団体ごとにこれらの様式・項目等の差異を生じさせておく必要性は大きくないものと考えられる。
- これを踏まえ、後述するように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、地方公共団体がこのシステムを活用することとする場合には、このことを前提として、これらの様式・項目等を共通化することも考えられる。
- なお、完了届の提出を受けた後、地方公共団体は、その受ける給付の完了の確認をするために検査を行うこととなるが、この検査については、契約の内容に応じて最も適当な方法により行われているものであって、その方法は、現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等、様々であることから、この検査の方法を共通化することはできないものと考えられる。

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑦

### ② 契約の内容

- 地方公共団体が締結する契約については、庁舎の維持管理、不動産売買・賃借、O A 機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、多岐にわたる。また、契約の内容についても、例えば、O A 機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該O A 機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該O A 機器の機能や性質、その設置場所・使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等に応じて個別に定める必要がある。
- これを踏まえると、**地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、共通して用いることのできる標準を示すことが難しいという課題がある。**
- もっとも、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、個別の契約の種類に応じてその標準が示されている例もあるが、このような契約の標準については、契約の種類等に応じて各所管省庁等において個別に検討されるべきものである。

### ③ 請求書等の様式・項目

- 事業者が地方公共団体に対して提出する請求書等（見積書、納品書等を含む。以下同じ。）については、一般に、各地方公共団体において、その様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することを認めている。このような現状や取引慣行、事業者の利便性を踏まえれば、請求書等の様式・項目を共通化した上で、当該共通の請求書等以外の任意の請求書等の提出を認めないこととすることはできないものと考えられる。
- 他方で、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における当該請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは意義のあるものと考えられる。
- これを踏まえれば、**事業者が請求書等を任意の様式・項目により提出することができることを維持しつつ、いずれの地方公共団体に対しても提出することのできる共通の請求書等の様式・項目の例を作成し、その活用を推奨することが考えられる。**

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑧

### ④ 入札・契約の方法や完了届・請求書等の提出方法等

- 入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法についても、これをオンライン化することによって、事業者の事務の効率化及び利便性の向上が図られ、地方公共団体にとっても事務の効率化が図られるものと考えられる。
- この点、入札の方法については、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできており、契約の方法についても、事業者から電子契約システムや電子契約を行うためのクラウドサービスが広く提供されてきている。また、完了届や請求書等については、電子メールで提出を受け付けることもできるものと考えられる。
- このような状況を踏まえ、**入札や契約の方法について、書面による方法に加えて、オンラインによる方法で行うことが可能となるよう、地方公共団体に対して、電子入札システムや電子契約システムの導入、電子契約を行うためのクラウドサービスの活用等の好事例を周知することや、完了届や請求書等の提出方法について、内閣府が令和2年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や国における取組を踏まえて、電子メールを活用することを要請すること等により、オンライン化の取組を促すことが考えられる。**
- また、**全ての地方公共団体において、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、個別に調達関連システムを整備していない地方公共団体においても、当該共通のシステムを活用できるようにすることについて検討することが考えられる。**
- なお、検査の結果の通知方法や支払の通知方法についても、完了届の提出方法と同様にオンライン化の取組を促すことが考えられる。

## 第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

### 1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

### 2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

### 3 地方公共団体共通のシステムの整備等

## 第3 今後の取組の進め方

### 1 具体化に向けた取組の進め方

### 2 経済団体等との連携の必要性等

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑨

### 3 地方公共団体共通のシステムの整備等

- 調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結及び情報のワンスオンリー化を図ることによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続をデジタルな方法により行えるようにすることが考えられる。
- この方法としては、**①都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること、②国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること、③全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備することが考えられる。**
- ①については、現在、14の府県において、府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用することができるほか、②及び③と比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲が広がることが見込まれると考えられる。また、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格審査申請等の手続を行う必要はなくなることとなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るといった課題がある。
- ②及び③については、全地方公共団体が新たに単一の共通システムを活用して調達関連手続を行うこととする方法であり、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができることとなる。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であると考えられるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点があり、これらについては、地方公共団体の意見を聞きながら、検討を進める必要がある。
- また、②又は③の方法の具体化を図ろうとする場合については、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法（各地方公共団体において調達関連システムが整備されることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるか等）や、共通システムと地方公共団体の個別システムとの接続方法（LGWANを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等）やその際のセキュリティの確保などの技術的な事項に係る検討を要する。
- さらに、これら共通システムの整備・運用の主体や人的体制、経費負担をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行うのか、行うとした場合、どのような体制・方法とするか、様式・項目等や申請方法等について地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなどについて28検討する必要がある。

### 3 地方公共団体共通のシステムの整備等（続き）

- **今後、調達関連手続のデジタル化をどのように進めることとするかについては、上記の課題や検討事項等を踏まえて、①から③までの方法を組み合わせることも含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。**
- なお、これらの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備・運用する場合には、調達関連手続の様式・項目等や申請方法等が共通化されることが前提となる。共通化する方法については、共通化する様式・項目等や申請方法等を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定することや、地方自治法に基づく技術的な助言を行う（例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成する。）ことが考えられるほか、法令や技術的な助言によらずとも、地方公共団体において当該システムの導入が進むことによって、項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられる。
- いずれの方法による場合であっても、その前提として、当該システムを活用することとなる地方公共団体との合意形成を図る必要があることから、共通化する方法については、調達関連手続のデジタル化をどのように進めることとするかについての検討状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要がある。

## **第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性**

## **第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性**

### **1 入札参加資格審査手続**

**(1) 申請様式・項目及び必要書類**

**(2) 申請方法**

### **2 入札参加資格審査以降の手続**

**(1) 案件情報の公表方法等**

**(2) 入札、契約、完了届、請求等**

### **3 地方公共団体共通のシステムの整備等**

## **第3 今後の取組の進め方**

### **1 具体化に向けた取組の進め方**

### **2 経済団体等との連携の必要性等**

# 第3 今後の取組の進め方

## 1 具体化に向けた取組の進め方

- 本報告書において示した調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性については、実際に調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めていく必要がある。
- このため、**総務省においては、同省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等、手続のデジタル化の方法、スケジュール等を検討し、具体化を図っていくことが考えられる。**
- また、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、若しくは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについては、**第2の3で指摘した課題や検討事項等も踏まえ、技術的な観点から、政府調達関連システムを運用している関係機関等と連携して具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。**

## 2 経済団体等との連携の必要性等

- 調達関連手続の共通化・デジタル化については、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものである。このため、**共通化・デジタル化の取組を進めていくに当たっては、このような事業者が参加する経済団体とともに、地方公共団体に対してその必要性を説明し、働きかけていくことが重要であると考えられる。**また、特に小規模な地方公共団体において、ベンダー事業者と協力してデジタル化に向けた取組を進めている場合があることを踏まえれば、**ベンダー事業者の協力も得ながら働きかけを進めていくことが重要であると考えられる。**
- その際、**地方公共団体の積極的な取組を促すためには、調達関連手続を共通化・デジタル化する必要があることを前提としたときに、手続を共通化し、地方公共団体共通の調達関連システム等を活用する場合と自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者の場合の方がコストを抑えることができることや、調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても一連の手続をパッケージでシステム対応することができること、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与すること、特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されることなど、デジタル化に係るメリットを示していくことが重要であると考えられる。**



地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた  
取組の方向性について（案）

目 次

- 第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性
- 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性
  - 1 入札参加資格審査手続
    - (1) 申請様式・項目及び必要書類
    - (2) 申請方法
  - 2 入札参加資格審査以降の手続
    - (1) 案件情報の公表方法等
    - (2) 入札、契約、完了届、請求等
  - 3 地方公共団体共通のシステムの整備等
- 第3 今後の取組の進め方
  - 1 具体化に向けた取組の進め方
  - 2 地方公共団体における取組の意義の周知

## 第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

地方公共団体の財務会計制度については、議会、住民等による民主的統制の下、財務会計処理の公正性、透明性、効率性を全国的に確保するとともに、他の地方公共団体との比較可能性を確保し、また、財政運営上密接な関係にある国の財務会計制度と連動させる必要があるという観点から、制度の基本的事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)や地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等で定められている。一方で、細目的事項については、各地方公共団体が地域の実情に応じて定められるよう各地方公共団体の規則で定めることとされている。

調達に関しても、契約締結の方法などの骨格をなす基本的事項については、地方自治法等で定められているが、その詳細については地方公共団体の規則等に委ねられている。これにより、地方公共団体は、地域の実情を踏まえつつ、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、契約を締結することが可能となっているものの、この結果として、調達関連手続(入札参加資格審査から支払までの調達に関する一連の手続をいう。以下同じ。)の具体の様式・項目や申請方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。これにより、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる様式・項目及び必要書類を地方公共団体ごとに提出する必要があるなど、調達関連手続に係る事務負担が大きくなっている。

また、調達関連手続のデジタル化については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上の観点から、入札参加資格審査システム、案件情報公開システム、電子入札システム等を整備し、これらのシステムと財務会計システムや文書管理システム等とを情報連携している地方公共団体もみられる。一方で、全国的に見ると、調達関連システムの整備に係る人的資源の確保や財政的負担を要することや、証明書類等の真正性の確保が必要であること、申請方法等をオンラインによる方法に限った場合には、オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者の受注機会が失われかねないことなどを課題として、十分には進んでいない状況にある。

しかしながら、昨今、新型コロナウイルス感染症への対応を通じてデジタル化の遅れが明らかとなり、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体と事業者との間の手続についても、事業者がデジタル技術を活用して地方公共団体への申請事務を効率的に処理するために、地方公共団体ごとに異なる様式・項目等を共通化することや、従来型の対面・紙による方法を改め、デジタル技術を活用した方法により、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。これは調達関連手続についても例外ではない。例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名等の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出する入札参加資格審査申請については、地方公共団体ごとに異なる入札参加資格の有効期間や申請時期・受付期間、様式・項目等を共通化することによって、事業

者における地方公共団体ごとの入札参加資格の有効期間の管理や、申請時期等の確認、様式・項目等の作成や入力に係る事務負担が軽減されるものと考えられる。また、申請方法をオンライン化することによって、事業者にとっては、地方公共団体に出向くことや書類を郵送することなく申請を行うこと、デジタル技術を活用した様式・項目等の作成や入力を自動化することが可能となり、事務処理が効率化されるものと考えられる。このため、実際に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者からは、その様式・項目等や手続を共通化するとともに、調達関連システム等を整備して手続をデジタル化することを求める声がある。地方公共団体にとっても、システムによる自動処理が可能な範囲が増加し、人の手によるシステムへの入力事務が縮減されるなど、事務処理の効率化に資するものと考えられる。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、その適正性を確保しつつ、共通化・デジタル化に向けた取組を進めることが必要である。

その際、調達関連手続のデジタル完結を実現するためには、各地方公共団体において、当該手続がシステムを通じて処理されるようになることに加えて、デジタル技術を最大限活用する観点から、事業者が各地方公共団体に対して個々に申請等を行うことなく、複数の地方公共団体に対して一括して申請等を行えるようにすること、すなわちワンスオンリー化を実現することが重要である。このためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して処理できるようにする必要があり、そのためにも、現在、地方公共団体ごとに異なっている調達関連手続の様式・項目や手続等について、必要な範囲での共通化を図る必要がある。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めるため、以下の方向性で取組を行うこととすべきである<sup>1</sup>。

## 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

### 1 入札参加資格審査

#### (1) 申請様式・項目及び必要書類

##### ① 現状

地方公共団体において、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保する

---

<sup>1</sup>本報告書においては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けない契約の手続について検討したものである。同令の適用を受ける契約については、原則として地方自治法施行令第167条の5の2に規定する入札参加資格を設けることができないことなどに留意する必要がある。

ため、地方自治法では、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格について規定を設けている（地方自治法第234条第6項及び地方自治法施行令第167条の4から第167条の5の2まで）。

これらの規定に基づき、地方公共団体においては、あらかじめ、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け、入札に参加しようとする事業者が同令第167条の4に規定する欠格要件等に該当しないかどうかを確認するとともに、必要に応じて、各地方公共団体が定める審査基準に基づき、同令第167条の5第1項に規定する資格について審査を行った上で、格付けや順位付けを行い、入札参加資格者名簿への登録を行っている。

この審査基準は、一般に、経営事項審査や自己資本額等の客観的審査事項や、施工実績、工事成績、監理技術者等の雇用状況、機械の保有状況等の主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けをするものとなっているが、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている。

また、入札参加資格審査申請に係る様式・項目や必要書類についても、審査基準を踏まえて設定されているものであることから、多様なものとなっている。

なお、あらかじめ行われる入札参加資格審査に加えて、個々の一般競争入札を行うに際しても、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、同令第167条の5の2の規定に基づき、同令第167条の5第1項に規定する資格のほか、さらに、当該入札に参加する事業者の所在地や、当該契約に係る工事等についての経験又は技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めることができるとされている。

## ② 共通化の方法

入札参加資格審査申請に係る様式・項目や必要書類が地方公共団体ごとに多様となっている状況を踏まえ、総務省においては、令和3年に、国の申請項目等を参考に、地方公共団体が概ね共通して定めていると考えられる項目等を標準項目等（以下「標準項目等」という。）として取りまとめ、地方公共団体に対してその活用を助言している<sup>2</sup>。

その活用状況については、総務省が令和4年に実施した調査<sup>3</sup>によると、令和4年7月時点で、標準項目等を活用している地方公共団体は101団体（都道府県1団体、市区町村100団体）となっている。また、標準項目等を導入予定又は導入について検討中としている地方公共団体は1,311団体（都道府県39団体、市区町村1,272団体）となっている。

---

<sup>2</sup> 「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年10月19日付け総行第369号 総務省自治行政局行政課長通知）

<sup>3</sup> 「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」（令和4年12月総務省）

今後、各地方公共団体において、入札参加資格の有効期間の経過に伴う定期的な見直しの機会や調達関連システムの更新の機会を捉えて標準項目等が活用されることにより、申請項目等の共通化が進んでいくことが期待されているが、地方公共団体からは、標準項目等を活用するに当たって、標準項目等のほかに各地方公共団体が独自に新たな様式等を作成して追加する必要のある項目等が多数にのぼることから、各事業者の事務負担軽減の効果は限定的である等の意見もある。こうした課題も踏まえつつ、第1において述べたように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、事業者の申請のワンスオンリー化を実現するための環境整備に資するために、申請項目等の共通化については、さらに踏み込んだ取組を行う必要がある。

そこで、本研究会において、共通化の取組（都道府県単位で申請を共同受付）を行っている地方公共団体における申請項目等を比較したところ、

- ・ 例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、国の申請項目等や総務省の標準項目等については、一部の項目（事業者の外資状況等）を除けば、地方公共団体において概ね共通していること
- ・ また、国の申請項目等や総務省の標準項目等以外でも、地方公共団体において設定されている申請項目等の中には、「工事の経歴」、「ISO認証取得の有無」等、共通しているとまではいえないが、多数の地方公共団体において設けられている申請項目等があること

が確認された。

これを踏まえ、総務省の標準項目等のような地方公共団体が共通して定めている申請項目等に加えて、多数の地方公共団体において設定されている申請項目等についても、地方公共団体が任意に提出を求めることのできる共通の申請項目等として定めることが考えられる。

一方で、地方公共団体においては、上記のような申請項目等のほかに、当該地方公共団体の地域貢献活動の実施状況等の各地方公共団体独自のものが設けられている場合があるが、このような申請項目等は、地域の状況を踏まえた迅速な対応の可否等の観点から地域への精通度を確認するなど、各地域の実情等を踏まえて定められているものと考えられる。地方公共団体が、地域の実情に応じて、契約の適正な履行を確保する必要があることに鑑みれば、申請項目等の共通化を進めるとしてもなお、このような独自の申請項目等について、契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な範囲内において、引き続き、地方公共団体の判断により、入札参加資格審査申請時に提出を求めることができるようにすることが適当であるものと考えられる。

これらを踏まえ、申請項目等の共通化の方法として、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができることとすることが考えられる。

- i 全地方公共団体共通の申請項目等  
(例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号、営業年数、資格希望工種、総合評定値通知書等。)
- ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等  
(例えば、工事の経歴、建設業労働災害防止協会加入、ISO認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等。)
- iii 地方公共団体独自の申請項目等  
(その他契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な地方公共団体独自の申請項目等。例えば、表彰実績等。)

なお、iiiのような申請項目等を設けるに当たっては、地方公共団体の契約の方法が、機会均等、公正性、透明性及び経済性を確保する観点から一般競争入札を原則としつつ、契約の適正な履行を確保する観点から、入札参加資格を設けることができることとしていることを踏まえると、地方公共団体の判断により、その適切な審査を行うために十分な申請項目等を設ける必要がある一方で、当該資格は、契約の適正な履行を確保するために必要な範囲内で設けることや、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点から、必要最小限の申請項目等とすることが競争性・効率性を確保するとの入札制度の趣旨から求められている点に留意する必要がある。

## (2) 申請方法

### ① 共通化

入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法については、国の法令上規定されておらず、各地方公共団体の規則等に委ねられている。各地方公共団体においては、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要、調達関連システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等、中小事業者をはじめとする事業者の事務負担などの地域の実情を考慮して申請方法を定めており、この結果として、申請方法は地方公共団体ごとに異なっている。

しかしながら、申請方法の差異は、契約の適正な履行の確保とは直接の関係がないものと考えられる。また、現に、複数の地方公共団体において申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている取組も見られるが、入札参加資格審査申請を広域で又は全国的に受け付けられるようにするためには、申請方法が共通化されている必要がある。こうした点を踏まえ、申請方法については、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等

を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることとすることが考えられる。

## ② デジタル化

受付方法については、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法で受け付けることが可能となるよう、地方公共団体に対して、入札参加資格審査申請を調達関連システムや電子メール等で受け付けられるようにする等の取組を促すこととする必要がある。このためには、署名及び押印を不要とする取組が前提になる。

さらに、複数の地方公共団体に対して当該申請を行う事業者の事務負担の軽減や利便性の向上を図る観点からは、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当である。この点、国の物品・役務についての入札参加資格審査申請については、全省庁に対して政府調達関連システムで一括して申請することができるようになっている。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が申請を受け付けられるようにすることについて検討する必要がある。

この場合、例えば、(1)の i 全地方公共団体共通の申請項目等及び ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等については、当該システムに一度アップロードすることにより、複数の地方公共団体に一括して申請できることとし、iii 地方公共団体独自の申請項目等について、これらのシステムにおいて地方公共団体ごとにアップロードして申請できることとすることも考えられる。このことによって、入札参加資格審査申請のワンストップ化が図られる。

なお、この際には、紙媒体に原本性のある納税証明書や登記事項証明書等の証明書類のデジタル化について、当該証明書類等に係る制度の所管省庁等と連携して検討する必要がある。

## 2 入札参加資格審査手続以降の手続

### (1) 案件情報の公表方法等

#### ① 一般競争入札の公告の方法

地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされている。

この公告の方法は、国の法令上規定されていないことから、各地方公共団体の判断において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われて

いるが、この方法をオンライン化することは、事業者の利便性の向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することとなるものと考えられる。

これを踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すこととする必要がある。

この際、入札の公告を地方自治法第16条第4項の規定による条例（公告式条例）に基づき、紙媒体の公報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている地方公共団体においては、当該方法に加えて、運用上、オンラインでも入札の公告の内容を公表することとすることが考えられる。

また、入札の公告の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、入札の公告に係る情報についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて公表することを検討する必要がある、これを念頭において公表する項目等を共通化することが考えられる。

## ② 指名競争入札・随意契約の案件情報の公表の方法

指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定し契約を締結する方法であって、また、随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように不特定多数人の参加を求めて競争させるものではないことから、国の法令上、その公告が義務付けられていない。

このため、指名競争入札及び随意契約については、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約の方法により契約を締結しようとする場合には、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて案件情報を公表可能とすることも考えられる。

## ③ 入札・落札情報等の公表の方法

物品・役務等の入札・落札情報等（入札者・落札者の名称、入札・落札金額等）については、国の法令上、公表することが義務付けられておらず、地方公共団体が当該情報を公表するかどうかについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。（一定額以上の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）の規定により、入札・落札情報等を公表することとされている。）

他方で、入札・落札情報等を公表することは、入札・契約に係る不正行為の防止に資するほか、オンラインの方法により公表することは、事業者の利便性の向



上に資するものと考えられるところであり、現に、国の物品・役務の入札・落札情報等については、政府調達関連システムにおいて公表されている。

このような国の取組も踏まえ、地方公共団体が公表することが適当であると判断する物品・役務等の契約に係る入札・落札情報等について、入札・契約に係る不正行為の防止や事業者の利便性の向上に資する観点から、ホームページや調達関連システム等のオンラインによる方法で公表することを地方公共団体に促すことが考えられる。

また、一般競争入札の公告と同様に、入札・落札情報等の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体の入札・落札情報等を公表できるようにすることを検討することも考えられる。

なお、これらの情報については、地方公共団体において、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある不開示情報に該当するものとして非公表としている場合がある。これを踏まえ、公表のオンライン化を進めるに当たっては、非公表とすることについての適否を十分に精査する必要があることを前提とした上で、個々の契約案件について公表するかどうかを地方公共団体において判断できることとすべきことに留意する必要がある。

## (2) 入札、契約、完了届、請求等

### ① 入札参加申込書等・完了届等の様式・項目等

事業者が入札に参加しようとするときに提出する入札参加申込書や入札書、事業者が契約の履行後に提出する完了届等の様式・項目等についても、国の法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められている。

これらの様式・項目等の提出は、地方公共団体の個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するような性格のものではない。また、入札書等や完了届の様式・項目等が異なることによる具体の支障についても指摘されていないところである。

他方で、これらの差異は入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではないことを踏まえれば、必ずしも、地方公共団体ごとにこれらの様式・項目等の差異を生じさせておく必要性は大きくないものと考えられる。

これを踏まえ、後述するように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、地方公共団体がこのシステムを活用することとする場合には、このことを前提として、これらの様式・項目等を共通化することも考えられる。

なお、完了届の提出を受けた後、地方公共団体は、その受ける給付の完了の確認をするために検査を行うこととなるが、この検査については、契約の内容に応じて

最も適当な方法により行われているものであって、その方法は、現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等、様々であることから、地方公共団体が行うあらゆる検査の方法について、共通化することは現時点では困難であると考えられる。

## ② 契約の内容

地方公共団体が締結する契約については、建設工事、建設工事に関する調査等、庁舎の維持管理、不動産売買・賃借、OA機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、多岐にわたる。また、契約の内容についても、例えば、OA機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該OA機器の機能や性質、その設置場所・使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等に応じて個別に定める必要がある。

これを踏まえると、地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、共通して用いることのできる標準を示すことが難しいという課題がある。

もっとも、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、個別の契約の種類に応じてその標準が示されている例もあるが、このような契約の標準については、契約の種類等に応じて各所管省庁等において個別に検討されるべきものである。

## ③ 請求書等の様式・項目

事業者が地方公共団体に対して提出する請求書等（見積書、納品書等を含む。以下同じ。）については、一般に、各地方公共団体において、その様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することを認めている。このような現状や取引慣行、事業者の利便性を踏まえれば、請求書等の様式・項目を共通化した上で、当該共通の請求書等以外の任意の請求書等の提出を認めないこととすることは困難であると考えられる。

なお、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における当該請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは意義があるとの意見もあった。

## ④ 入札・契約の方法や完了届・請求書等の提出方法等

入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法についても、これをオンライン化することによって、事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上が図られ、地方公共団体にとっても事務処理の効率化が図られるものと考えられる。

この点、入札の方法については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JA

C I C) が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできており、契約の方法についても、事業者から電子契約システムや電子契約を行うためのクラウドサービスが広く提供されてきている。また、完了届や請求書等については、電子メールで提出を受け付けることもできるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、入札や契約の方法について、書面による方法に加えて、オンラインによる方法で行うことが可能となるよう、地方公共団体に対して、電子入札システムや電子契約システムの導入、電子契約を行うためのクラウドサービスの活用等の好事例を周知することや、完了届や請求書等の提出方法について、内閣府が令和2年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や国における取組を踏まえて、電子メールを活用することを要請すること等により、オンライン化の取組を促すこととする必要がある。

また、全ての地方公共団体において、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、個別に調達関連システムを整備していない地方公共団体においても、当該共通のシステムを活用できるようにすることについて検討することが考えられる。

なお、検査の結果の通知方法や支払の通知方法についても、完了届の提出方法と同様にオンライン化の取組を促す必要がある。

### 3 地方公共団体共通のシステムの整備等

これまで述べてきたように、調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結・ワンスオンリー化を実現することによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続についてデジタル技術を活用した方法により行えるようにすることが考えられる。この方法としては、以下のものが考えられる。

- ① 都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること
- ② 国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること
- ③ 全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備すること

①については、現在、14の府県において、府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用することができるほか、②及び③と比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される

範囲が広がることを見込まれると考えられる。他方で、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格審査申請等の手続を行う必要はなくなることとなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るといった課題がある。

②及び③については、全地方公共団体が新たに単一の共通システムを活用して調達関連手続を行うこととする方法であり、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができることとなる。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であると考えられるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点があり、これらについては、地方公共団体の意見を聞きながら、検討を進める必要がある。

また、②又は③の具体化を図ろうとする場合については、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法（各地方公共団体において調達関連システムが整備されることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるか等）や、共通システムと地方公共団体の個別システムとの接続方法（LGWANを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等）やその際のセキュリティの確保などの技術的な事項に係る検討を要する。さらに、②又は③の共通システムの整備・運用の主体や人的体制、経費負担をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行うのか、行うとした場合、どのような体制・方法とするか、様式・項目等や申請方法等について地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなどについても検討する必要がある。

調達関連手続のデジタル化については、今後、①から③までの方法について、上記の課題や検討事項等を踏まえて、その実現可能性やこれらの方法を組み合わせることも含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。

なお、これらの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備・運用する場合には、調達関連手続の様式・項目等や申請方法等が共通化されることが前提となる。共通化する方法については、共通化する様式・項目等や申請方法等を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定することや、地方自治法に基づく技術的な助言を行う（例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成する。）ことが考えられる。なお、国の法令や技術的な助言で様式・項目等や申請方法等の詳細を定めなくとも、地方公共団体において当該システムの導入が進むことによって、項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられる。

共通化する方法について、国の法令において規定する方法又は地方自治法に基づく技術的な助言を行う方法のいずれによる場合であっても、その前提として、調達関連手続を処理する地方公共団体との合意形成を図る必要がある。このため、共通

化する方法については、調達関連手続のデジタル化の進め方についての検討状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要がある。

### 第3 今後の取組の進め方

#### 1 具体化に向けた取組の進め方

本報告書において示した調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性については、実際に調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

このため、総務省においては、まず、同省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等について、各地方公共団体の様式・項目や申請方法等の現状を調査し、共通化すべき様式・項目等を精査した上で、試案を作成して地方公共団体や事業者の意見聴取等を行うことなどにより、検討すべきである。また、調達関連手続のデジタル化の方法について、本報告書において示した課題や検討事項等を踏まえ、実務的・技術的な観点から、地方公共団体や事業者の意見聴取等を行いながら、検討すべきである。その上で、これらの十分な検討を踏まえて、共通化・デジタル化の具体化に向けたスケジュール等を策定すること、及びこのスケジュールに基づき、ワーキングチームにおいて検討した様式・項目や申請方法等の地方公共団体における活用を進めるとともに、手続のデジタル化に向けた具体の取組を進めていくことが考えられる。

なお、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、若しくは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについては、第2の3で指摘した課題や検討事項等も踏まえ、技術的な観点から、政府調達関連システムを運用している関係機関等と連携して具体的な検討を進めていく必要がある。

#### 2 地方公共団体における取組の意義の周知

調達関連手続の共通化・デジタル化については、短期的には、手続を共通化し、地方公共団体共通の調達関連システム等を活用する場合と地方公共団体が自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者の場合の方がコストを抑えることができることや、調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても一連の手続をパッケージでシステム対応することができること、特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が

軽減されること等のメリットがあるものと考えられる。

また、長期的には、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与すること等のメリットがあるものと考えられるが、これは、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする地方自治運営の基本原則からも当然に要請されているものである。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めていくに当たっては、総務省において、このようなメリットや必要性が地方公共団体に認識されるよう周知していくことが重要である。

その際、この共通化・デジタル化については、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものであることから、このような事業者が参加する経済団体の協力も得ながら、地方公共団体にそのメリットや必要性を説明していくことが重要である。また、特に小規模な地方公共団体において、ベンダー事業者と協力してデジタル化に向けた取組を進めている場合があることを踏まえれば、ベンダー事業者の協力も得ることが重要であると考えられる。なお、調達関連手続の共通化・デジタル化は、我が国の産業構造の高度化・国際競争力の強化に資するものであることから、事業者や事業者団体においても、自ら地方公共団体やデジタル化に消極的な事業者等に働きかけて、オールジャパンで共通化・デジタル化の取組を進めていくことが重要であることを付言する。